明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三三）　一

〔告示〕
○戸籍の一部が滅失した件（法務一一三）　二
○戸籍の一部及び除籍の一部が滅失した件（同一一四）
○保安林の指定をする件（農林水産九九一～九九八）　三
○保安林の指定を解除する件（同九九九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五一六～五一八）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同五一九、五二〇）　五
○道路に関する件（中国地方整備局六二～六六）

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　警察庁　最高裁判所　六

〔官庁報告〕
国家試験
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　六
令和三年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）　七

〔公告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
会社その他

省令

○法務省令第三十三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十七条第一項、同条第九項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月九日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（報告の義務） **第五十二条**　［略］ ［項を削る。］	（報告の義務） **第五十二条**　［同上］
2～7　［略］	2　前項に規定する報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面によるものとする。
8　法第五十七条第九項前段の規定による報告は、同条第八項の規定による入国審査官の求めがあつた時から六十分を経過する時までに行わなければならない。	3～8　［同上］ ［項を加える。］
9　法第五十七条第一項又は第九項前段の規定による報告は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該電子情報処理組織を使用してこれらの報告を行うことができない場合は、この限りでない。	9　法第五十七条第九項前段の規定による報告は、同条第八項の規定による入国審査官の求めがあつた時から六十分を経過する時までに行わなければならない。この場合において、当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面によるものとする。